

## 登別市在宅障害者自立更生促進助成要綱

### (目的)

第1条 この訓令は、在宅障害者に対し、自立更生に要する経済的負担を軽減するため、次に掲げる事業の費用を助成し、もって社会活動への参加促進を図ることを目的とする。

- (1) 自動車の改造
- (2) 自動車運転免許の取得
- (3) 盲導犬の取得

### (定義)

第2条 この訓令における在宅障害者とは、登別市の住民基本台帳に登録されている在宅者（入院中の者及び社会福祉施設入所者を除く。）で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にそれぞれ規定されている身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。

### (助成の対象)

第3条 在宅障害者が別表左欄の助成の対象者及び要件に該当するときは、同表中欄の助成対象経費について予算の範囲内で助成金を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1条第1号に係る助成の対象者は、当該年度から起算して過去5年間のうちに、当該助成を受けていない者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表右欄に掲げる助成基準額又は助成を受ける者が支出した額のいずれか低い額とする。

### (助成金の交付)

第5条 助成金を受けようとする者は、登別市在宅障害者自立更生促進助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (1) 第1条第1号に係る助成金の申請

- ア 自動車の改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
- イ 運転免許証の写し
- ウ 車検証の写し

- エ 身体障害者手帳の写し
  - オ その他市長が必要と認めるもの
  - (2) 第1条第2号に係る助成金の申請
    - ア 自動車教習所等の領収書
    - イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
    - ウ その他市長が必要と認めるもの
  - (3) 第1条第3号に係る助成金の申請
    - ア 盲導犬の取得に係る見積書
    - イ 身体障害者手帳の写し
    - ウ その他市長が必要と認めるもの
- (助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請の提出を受けたときは、審査のうえ、助成金の交付決定をし、当該申請者に、その旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた者は、その目的が終了したときは、速やかに登別市在宅障害者自立更生促進助成金実績報告書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1条第1号に係る助成金の実績報告
  - ア 自動車の改造を行った業者の領収書(改造の箇所及び経費を明らかにしたもの)
  - イ 登別市在宅障害者自立更生促進助成金請求書(別記様式第3号)
  - ウ 交付決定通知書の写し
  - エ その他市長が必要と認めるもの
- (2) 第1条第2号に係る助成金の実績報告
  - ア 取得した運転免許証の写し
  - イ 登別市在宅障害者自立更生促進助成金請求書(別記様式第3号)
  - ウ 交付決定通知書の写し
  - エ その他市長が必要と認めるもの
- (3) 第1条第3号に係る助成金の実績報告
  - ア 盲導犬の取得に係る領収書
  - イ 登別市在宅障害者自立更生促進助成金請求書(別記様式第3号)
  - ウ 交付決定通知書の写し
  - エ その他市長が必要と認めるもの

(助成金の返還)

第8条 偽りその他不正手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成3年訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成3年9月1日から適用する。

附 則 (平成9年訓令第25号)

この訓令は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年訓令第12号)

この訓令は、令和元年6月20日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年訓令第7号)

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

助成の対象者及び要件	助成対象経費	助成基準額
<p>（自動車の改造）</p> <p>身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級の肢体不自由者で就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の一部を改造するとき。</p>	<p>自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費</p>	<p>1人当たり 100,000円</p>
<p>（自動車運転免許の取得）</p> <p>身体障害者手帳の障害程度が4級以上、療育手帳B判定以上、精神保健福祉手帳3級以上の障害者が自動車運転免許を取得するとき。</p>	<p>自動車運転免許取得に要する経費</p>	<p>1人当たり 105,000円</p>
<p>（盲導犬の取得）</p> <p>身体障害者手帳の障害程度が1級の視覚障害者が、盲導犬を取得するとき。</p>	<p>盲導犬の取得に要する経費</p>	<p>1人当たり 578,000円</p>

別記様式第1号（第5条関係）

登別市在宅障害者自立更生促進助成金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

住 所

申請者

氏 名

登別市在宅障害者自立更生促進助成要綱第5条の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
障害者手帳	手帳番号	号 種 級	年 月 日交付
障 害 名			
事 業 名			
助 成 対 象 費 経	円	交付申請額	円
助 成 金 振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫	本店 支店
	口座番号	総・普・当	
	名 義 人		

別記様式第2号（第7条関係）

登別市在宅障害者自立更生促進助成金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

住 所  
氏 名

事業名

---

年 月 日付け登 第 号で助成金の交付決定を受けた標記事業は、  
年 月 日終了したので関係書類を添えて報告します。

別記様式第3号（第7条関係）

登別市在宅障害者自立更生促進助成金請求書

年 月 日

登別市長 様

住所  
請求者  
氏名

登別市在宅障害者自立更生促進助成金（自動車の改造・自動車運転免許の取得・盲導犬の取得）を次のとおり請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

振込先口座			
銀行名		支店等名	
預金種目		口座番号	
口座名義	フリガナ		